

埼玉県公安委員会規程第5号

埼玉県警察職員に係る懲戒事案等の報告に関する規程を次のように定める。

平成13年2月21日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県警察職員に係る懲戒事案等の報告に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第56条第3項の規定により、職員が同項各号のいずれかに該当すること（以下「非違行為」という。）が明らかになった場合において、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）が埼玉県公安委員会に対して行う報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 職員 本部長が任命する埼玉県警察の職員をいう。
- (2) 懲戒処分相当事案 非違行為のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分の措置を講ずべきもの及び懲戒処分の措置を講ずべきか否か検討を要するものをいう。
- (3) 訓戒等 訓戒及び注意をいう。

(報告の時期)

第3条 本部長は、法第56条第3項の規定による調査の結果、職員の非違行為が懲戒処分相当事案に該当することが明らかとなった場合は、直近の定例会議又は臨時会議において、その旨を報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、各委員ごとに報告し、その直近の定例会議又は臨時会議において改めて報告するものとする。

(報告事項)

第4条 前条の規定に基づき、本部長が報告すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 非違行為をした職員の所属、階級又は職名、氏名及び年齢
- (2) 非違行為の概要
- (3) 行おうとする懲戒その他人事上の措置の内容及び時期に係る方針
- (4) その他参考となる事項

(報告の特例)

第5条 懲戒処分相当事案以外の非違行為で訓戒等の措置を行った事案については、前2条の規定にかかわらず、非違行為の類型、件数等を取りまとめ、四半期ごとに報告するものとする。

附 則

この規程は、平成13年3月1日から施行する。